

○国立大学法人金沢大学監事監査実施基準

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 62 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、国立大学法人金沢大学監事監査規程(以下「規程」という。)第 15 条の規定に基づき、監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

[国立大学法人金沢大学監事監査規程(以下「規程」という。)第 13 条]

(業務監査事項)

第 2 条 監査は、次に掲げる事項について必要に応じ適宜行う。

- (1) 関係法令、業務方法書、規則等に基づく実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況
- (5) 人事管理及び賞罰の状況
- (6) 危機管理の状況
- (7) 収入及び資金運用の状況
- (8) 予算の執行の状況
- (9) 資産の取得、管理及び処分に関する状況
- (10) 決算報告書及び財務諸表の状況
- (11) その他運営に関する状況

(監査計画)

第 3 条 規程第 6 条第 3 項に規定する監査計画に記載する事項は、次に掲げるものとする。

[規程第 6 条第 3 項]

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の実施項目及び重点項目
- (3) 監査の実施期間
- (4) 監査の対象部署
- (5) 監査の実施方法
- (6) その他監事が必要と認める事項

(監査の実施方法)

第 4 条 監査は、次の方法により行う。ただし、監事が他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によるものとする。

- (1) 必要に応じて事前の調査票による調査

- (2) 監査対象部署の長からの聴取
- (3) 調査対象部署の担当者からの個別聴取
- (4) 帳票その他関係書類の閲覧
- (5) 必要に応じて学生，取引業者からの意見聴取
- (6) 実地調査
- (7) その他監事が必要と認めた方法

2 監事は，監査に当たって現存する資料の利用に努めるものとする。ただし，真に必要なであると認めるときは，随時，資料の作成を求めることができるものとする。

(監査報告)

第5条 規程第11条第1項に規定する監査報告は，次の事項を記載するものとする。

[規程第11条第1項]

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 業務が法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 役員の職務の遂行に関し，不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは，その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは，その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

附 則

この基準は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は，平成27年4月1日から施行する。